

事前着工

○被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業の計画承認等の手続き前でも事前着工が可能です。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)

【保存が必要な書類】

- ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

査定前着工

○施設を早急に復旧する必要がある場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工が可能です。

事業名：災害復旧事業（農地・農業用用水路等、林道施設、漁港施設、共同利用施設）

【事前着工を行う際に保存が必要な書類】

- ①施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ②査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等

《査定前着工の事例（農地の復旧）》



早期復旧



《査定前着工の事例（水路の復旧）》



早期復旧



被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入

畜舎や機械の被害に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 畜舎・畜産物処理加工施設（耐用年数が5年以上20年以下のもの）、農業用機械の再建・修繕を支援【補助率3／10以内】
- 初期投資の軽減に資する中古農機等（残存耐用年数が2年以上のもの）の取得も対象
- 事前着工が可能（→P 9 参照）
※人・農地プランに位置づけられた中心経営体等であること



畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理【補助率 1／2以内】
※自力施工の場合、資材費を補助【補助率 1／2以内】
- 簡易畜舎の整備【補助率 1／2以内】
- 事前着工が可能（→P 9 参照）※【保存が必要な書類】を用意してください。



家畜の被害に対する支援

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 被災によりへい死した家畜の再導入を支援【補助率 1／2 以内】
〔上限〕・乳用牛・肉用牛：妊娠牛 275千円以内/頭、
繁殖雌牛175千円以内/頭
・養 豚：繁殖用豚（純粋種）100千円以内/頭、
繁殖用豚（交雑種）40千円以内/頭



- 乳房炎の治療・予防管理等【補助率1／2以内等】

鳥インフルエンザの侵入防止を図るための対応

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 鶏舎等の簡易な修理【補助率 1／2以内】
※自力施工の場合、資材費を補助【補助率 1／2以内】
- 家きんの緊急避難のための輸送、預託等【補助率 1／2以内】

修繕・再取得に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 農業機械の修繕・再取得を支援。
- 初期投資の軽減に資する中古農機等（残存耐用年数が2年以上のもの）の取得も対象。
- 事前着工が可能（→P 9参照）。
 - ・ 支援対象：人・農地プランに位置付けられた中心経営体等であること
 - ・ 補助率：3/10以内

国 3/10	地方 3/10(※)	
-----------	---------------	--

※令和元年8月の前線に伴う大雨では、佐賀県は3/10補助を措置

リース導入に対する支援

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

- 被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入を支援。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等が対象。
- 初期投資の軽減に資する中古農機のリース導入も対象。
- 事前着工が可能（→P 9参照）。
 - ・ 支援対象：農業者の組織する団体等（3戸以上）
 - ・ 補助率：本体価格の1/2以内

国 1/2	※地方公共団体の上乗せ可	手数料
----------	--------------	-----

} 本体価格



[農業用機械の再取得]



被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）

- 令和2年12月からの大雪により、果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生。
- 被害果樹の枝折れ等の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）等の取組を支援。

今回の被害

大雪に伴う果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生



【樹園地への積雪（約1.7m）】



【枝折れ被害】

(1) 雪に埋没した枝を掘り起こし、枝折れ等の被害の程度に応じて修復（ボルト等による癒合）。

(2) 被害の程度が大きい場合は、被害果樹を植替え（改植）。

対策の内容

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策・果樹産地再生支援対策）

(1) 被災園地における樹体の修復等に向けた取組支援

- 営農再開に必要な融雪剤や樹体の修復用資材等の確保に要する経費 【1/2以内】
- 果樹棚の再建に必要な資材の確保に要する経費 【1/2以内】（被災した果樹棚の撤去費用を含む）

(2) 改植を行う園地の取組支援

- 改植経費（抜根、苗木の植栽等）
 - ・ 慣行樹形：17万円/10a（りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等）
23万円/10a（かんきつ類）等
 - ・ 省力樹形：73万円/10a（りんごの超高密植栽培）
53万円/10a（りんごの新わい化栽培）
100万円/10a（ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培）
111万円/10a（かんきつの根域制限栽培）
33万円/10a（なし等のジョイント栽培）等
- 未収益期間に要する経費
幼木管理に必要な肥料代・農薬代等：22万円/10a



省力樹形の例
（りんごの超高密植栽培）

被災した農作物（育苗ハウスの被害による影響も含む）向けの支援

- 令和2年12月からの大雪により、農作物の損傷、育苗ハウスの被災等が発生。追加的な防除・施肥や融雪剤等、周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費等を支援。

今回の被害

- 農業用ハウスが被災し、農作物の損傷等の被害が発生。
- 育苗ハウスが被災し、令和3年作で使用する種苗が不足するおそれ。



《農業用ハウスの倒壊によって損傷したアスパラ菜》



《被災した育苗ハウス》

営農再開に向けた支援

(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策))

＜資材の調達等支援＞【1/2以内】

- 令和2年度から3年度までの間の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗・融雪剤等の消費材に限る。）の購入経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費。

＜栽培環境整備＞

- 被災に伴い新たに必要になった作物残さ等の撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費。【作物残さ 1,500円/10a以内】
- 被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費。【1/2以内】

＜施設の仮復旧＞【1/2以内】

- 被災により機能が低下した乾燥調製施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費。

＜周辺育苗施設の活用への支援＞【7,000円/t以内】

- 周辺の育苗施設から被災地域への種苗の融通に必要な輸送経費。等

林野関係に対する支援

- 令和2年12月からの大雪に伴う雪崩等による森林被害や、積雪等による木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の被害が発生。
- 被災地の早期復旧・再度災害発生の防止を支援。

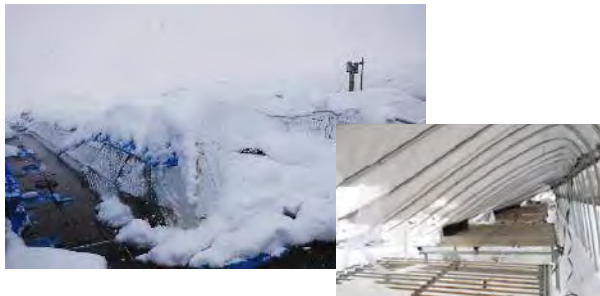
今回の被害

雪崩による森林被害



雪崩の発生

積雪による林業関係施設の被害



倒壊した特用林産振興施設等

雪崩被害地の復旧への支援

○治山事業

- ・概要：山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援

- ・事業主体：国、都道府県
- ・補助率：2/3等

○森林整備事業

- ・概要：被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援
- ・事業主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等
- ・補助率：1/2



雪崩防止柵等の設置イメージ

木材加工流通施設等の復旧への支援

○林業・木材産業成長産業化促進対策

- ・概要：被災した木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備や生産資材の導入に要する経費を支援。

- ・対象：木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設

- ・補助率：1/2

(特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設は、1事業あたり約100万円以上、木材加工流通施設は、約500万円以上で支援可能)



特用林産振興施設

金融支援等

- ・農林漁業セーフティネット資金等により金融支援を実施
- ・森林保険における保険金の早期支払を実施
- ・保険継続契約の手續に係る締結期限を猶予

大雪により被害を受けた漁船・漁具、共同利用施設等の復旧等を支援。

大雪による被害（漁船・漁具）



転覆し、水没した漁船

大雪による被害（共同利用施設）



屋根や柱が倒壊した船小屋

漁船・漁具等の復旧への支援

○漁船保険

- ・ 支援内容：漁船保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。

○水産業成長産業化沿岸地域創出事業

- ・ 概要：漁船・漁具等のリース方式による導入を支援
- ・ 対象：漁船、漁具等
- ・ 補助率：1/2以内

共同利用施設の復旧等への支援

○農林水産業共同利用施設災害復旧事業

- ・ 概要：漁協等が所有する共同利用施設の復旧を支援
- ・ 対象：漁協、地方公共団体等が所有する共同利用施設
- ・ 補助率：2/10（減価償却を考慮し施設の残存価値分に手当）

○浜の活力再生・成長促進交付金

- ・ 概要：共同利用施設の機能の向上を図るための新築、改築等を支援
- ・ 対象：漁協等が事業実施主体となる共同利用施設
- ・ 交付率：1/2, 4/10, 1/3等

経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援

○農林漁業セーフティネット資金：長期運転資金

○農林漁業施設資金（災害復旧）：漁船や共同利用施設の災害復旧のための資金

- ・ 経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援
- ・ 新規融資に係る円滑な融通・既往債務に係る償還猶予等について、関係金融機関に要請

いつでも加入できます！万々に備える園芸施設共済

◎補償対象：ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（※暖房器具、栽培棚などの**附帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能）

◎補償対象とする事故：風水害、雪害などの自然災害（地震及び噴火を含む）の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償

◎補償額：築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割）を設定（※**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**）

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）：復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約：新築時の資産価値の最大2割を補償

◎補償期間：**1年間**

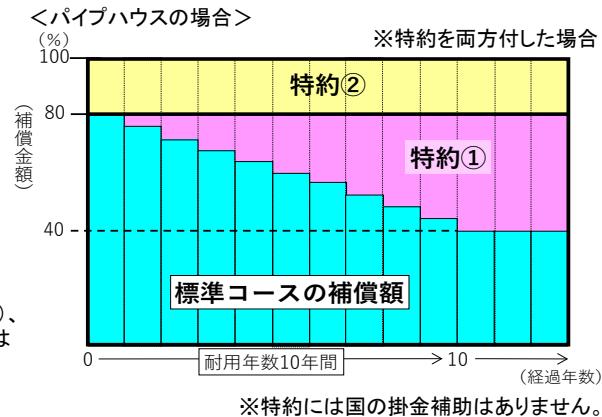
◎掛金：**掛金の半分は国が負担（標準コース）**

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）

（パイプハウス（10a、4年経過）の掛金例）

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の共済金 221万円

※試算の前提：パイプハウス（19mm）、4年経過（被覆材は毎年張替）、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値額276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

○**小さな被害を補償範囲から外す**ことにより、**掛金が大幅割引き**になります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (44%割引)	全損した場合の 共済金 221万円 〔標準コースと 変わらない〕
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,200円 (69%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 2,900円 (89%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,000円 (96%割引)	

○**集団加入割引**

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引き**ます。

○**太いパイプハウスの割引**

太いパイプ（31.8mm以上）ハウスにすると、**掛金が15%安**くなります。

○**耐用年数を大幅に超過した施設の除外**

全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設（耐用年数の2.5倍）を補償範囲から外す**ことにより**掛金を安く**することも可能です。

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

経営を守る強い味方！収入保険制度

1 制度の概要

個別の品目ごとではなく、**農業者の収入全体を対象**として、**自然災害**による収量減少や価格低下をはじめとする様々なリスクによる**収入減少を補償**

農業者ごとに**基準収入（過去5年間の平均収入）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填**することが基本

基準収入の8割以下の部分を**保険方式（掛け捨て）**、8割～9割の部分を**積立方式（掛け捨てではない）**で補てんし、保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助

※補償の範囲を調整することで**保険料等を安くすることが可能**

【根拠法令】農業保険法（昭和22年法律第185号）

2 対象者

青色申告を行っている農業者

3 保険金等の支払方法

収入保険事業の実施主体であるNOSAI（のうさい）全国連が、加入者の納付した保険料及び積立金と、国から交付される保険料国庫負担金等を原資として加入者に支払い

4 保険金支払時期

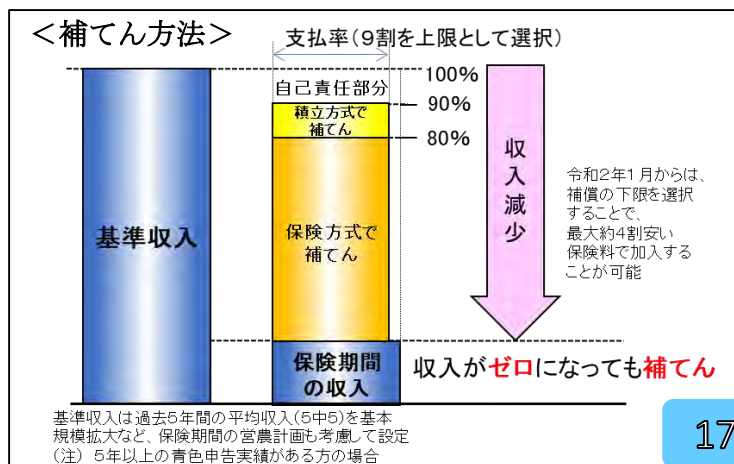
保険期間終了後の確定申告後（個人の場合は3～6月頃）

保険金の支払いまで、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

5 具体的な活用イメージ

基準収入が1,000万円の農業者の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円の合計32.5万円を支出

収入が減少した場合、最大810万円まで補填することが基本



お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！

項目	担当部局	連絡先
農業共済	経営局保険監理官	03-3502-7380
収入保険	経営局保険課収入保険室	03-6744-2174
農林漁業セーフティネット資金、 農林漁業施設資金(災害復旧)	経営局金融調整課	03-6744-2165
	林野庁企画課	03-3502-8037
	水産庁水産経営課	03-6744-2347
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)	経営局経営政策課担い手総合対策室	03-6744-2148
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)	生産局総務課生産推進室(共同利用施設関係)	03-3502-5945
	食料産業局食品流通課卸売市場室(卸売市場関係)	03-6744-2059
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)	生産局総務課生産推進室	03-3502-5945
資材及び施工業者の確保	生産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2182
	生産局園芸作物課	03-3593-6496
農業用ハウスの補強関係	生産局園芸作物課	03-3593-6496
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(酪農関係)	生産局畜産部牛乳乳製品課	03-3502-5988
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(肉用牛関係)	生産局畜産部畜産企画課	03-3502-0874
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(養豚、養鶏関係)	生産局畜産部畜産振興課	03-3591-3656
果樹産地再生支援対策関係	生産局園芸作物課	03-3502-5957
鳥獣被害防止総合対策交付金関係	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課	03-3591-4958
森林整備事業関係	林野庁森林整備部整備課	03-3502-8065
治山事業関係	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308
林業・木材産業成長産業化促進対策	林野庁林政部経営課	03-3502-8055
漁業共済・漁船保険	水産庁漁業保険管理官	03-6744-2355
漁船、漁具のリース方式による導入	水産庁増殖推進部研究指導課	03-6744-2031
水産関係の共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2391
説明会の開催	大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-0578